

群馬漁業協同組合遊漁規則
(共第3号及び共第9号第五種共同漁業権)

(目的)

第一条 この規則は、群馬漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第3号及び共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス（ヤマメ、イワナを含む。以下同じ。）、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギ、ドジョウ、ワカサギ、ナマズ、カジカをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りでない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭で、期間1年の場合は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、期間1日の遊漁の場合には第十二条に規定する場合を除き、期間1年の遊漁の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養もしくは組合員もしくは他の遊漁者（第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十二条に規定する場合を除き、第一項の承認をするものとする。

ただし、釜を使用して行う遊漁の申請者は、当該年度において他の漁具漁法による期間1年の遊漁の承認を受けた者でなければならない。

4 第一項の承認を受けたものは、直ちに、第七条第一項あるいは同条第二項の遊漁料を同条第三項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる区域においてウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 水産動物	イ 区 域	ウ 期 間
ア ュ	阪東橋下流端から 福島橋下流端の利 根川本支流	組合が定める日時から 12月31日まで
	高津戸ダムから 上流の渡良瀬川 本支流	組合が定める日時から 12月31日まで
ヤマメ	漁場全域	3月1日から9月20日まで
サクラマス (降海した後にさく 河したものに限る。以 下同じ。)	漁場全域	3月1日から9月20日まで
イワナ	漁場全域	3月1日から9月20日まで
マス (ヤマメ、サクラマ ス、イワナを除く。以 下同じ。)	漁場全域	1月1日から12月31日まで
コイ	漁場全域	1月1日から12月31日まで
フナ	漁場全域	1月1日から12月31日まで
ウグイ	漁場全域	1月1日から12月31日まで
オイカワ	漁場全域	1月1日から12月31日まで
ウナギ	漁場全域	1月1日から12月31日まで
ドジョウ	漁場全域	1月1日から12月31日まで
ワカサギ	草木湖	10月1日から3月19日まで
ナマズ	漁場全域	1月1日から12月31日まで
カジカ	漁場全域	1月1日から12月31日まで

- 2 前項の組合が定める日時は、組合の掲示場に掲示し、且つ必要あるときは上毛新聞に掲載して公表するものとする。

(漁具漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具漁法	規 模
手 釣	1 人につき 1 本以下
竿 釣	1 人につき 2 本以下 疑似おとり使用の友釣の場合、ハリスの長さは 疑似おとり後端から 20 c m 以下
投 網	1 人につき 1 統以下・網目 15 c m につき 13 節 以下 やす漁法との併用は不可
す く い 網	1 人につき 1 統以下・口径 100 c m 以下
筌	1 人につき 50 統以下 筌の口径 15 c m 以下・長さ 100 c m 以下
置 針	1 人につき 50 本以下
や す	1 人につき 1 本以下

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 漁具漁法	イ 水産動物	ウ 区 域	エ 期 間
オランダ釣 バタバタ掛釣	全 魚 種	利根川本支流 高津戸ダムから上流の渡良瀬 川本支流	1 月 1 日から 9 月 4 日まで
疑似おとり使用 の友釣	ア ユ	利根川本支流 高津戸ダムか ら上流の渡良瀬川本支流	1 月 1 日から組合 が定める日まで
毛 針 釣 (フライ釣を 除く)	全 魚 種	利根川左岸の前橋市川原町地 先の「阪東漁協特別優待者」と 表記した白柱と右岸の北群馬郡 吉岡村漆原地先の「阪東漁協特 別優待者」と表記した白柱を結 ぶ線から大渡橋下流端までの利 根川 (以下「友釣専用区」とい う。) 幸塚大橋上流端から石関橋下 流端までの桃ノ木川	4 月 21 日から 9 月 20 日 正午まで
毛 針 釣 (フライ釣を 除く)	全 魚 種	高津戸ダムから上流の渡良瀬 川 本支流	4 月 1 日から第三 条一項で組合が定 める日時まで
ど ぶ 釣	ア ユ	高津戸ダムから上流の渡良瀬 川本支流	4 月 16 日から 7 月 31 日まで
こ ろ が し	全 魚 種	友釣専用区 幸塚大橋上流端から石関橋下 流端までの桃木川 渡良瀬川本支流	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ア ユ	昭和大橋から福島橋下流端ま での利根川	11 月 1 日から 翌年 8 月 9 日まで
		坂東橋下流端から昭和大橋ま での利根川 (友釣専用区を除く)	11 月 1 日から 翌年組合が定める 日時まで

投 網	魚 種	大川橋（大胡町上町地先）下流 端から上流の荒砥川 藤山堰、長磯堰、兵藤堰、筑井 堰及び養庵堰の各堰堤の堰堤上 流 200m から堰堤下流 100m の間 の桃ノ木川 赤岩橋から上流の渡良瀬川 本支流	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
		赤岩橋から下流の渡良瀬川本 支流	1 月 1 日から 9 月第 2 日曜日正 午まで
		友釣専用区 幸塚大橋上流端から石関橋下 流端までの桃ノ木川	1 1 月 1 日から 翌年 9 月 1 5 日 まで
		漁場全域	減水及び増濁水時
		組合が定めるコイ放流区域	コイ放流日から 3 日間
		利根橋から福島橋下流端まで の利根川	1 1 月 1 日から 翌年 7 月 3 1 日 まで
		坂東橋下流端から利根橋まで の利根川	1 1 月 1 日から 組合が定める日時 まで
す く い 網	魚 種	漁場全域	減水及び増濁水時
		組合が定めるコイ放流区域	コイ放流日から 3 日間
釜	全 魚 種	利根川本流 渡良瀬川本支流	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
	ウ ナ ギ ド ジ ョ ウ	上記以外の漁場	1 1 月 1 日から 3 月 3 1 日まで
置 針	同 上	漁場全域	1 1 月 1 日から翌 年 5 月 3 1 日まで
や す	全 魚 種	渡良瀬川本支流	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

- 3 前各項の制限の他、組合は漁具漁法、区域、期間を定め遊漁を制限することがある。
- 4 第二項のコイ放流区域、放流日および前項の制限は、あらかじめ組合の掲示板に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
前橋市大手町三丁目15番40号県営発電所下流から利根川本流合流点までの放水路	1月1日から12月31日まで
太田頭首工上流端の上流100mから同頭首工上流端の下流200mまでの渡良瀬川	1月1日から12月31日まで
赤岩橋から上流の渡良瀬川支流	9月21日から翌年2月末日まで
高津戸ダム堰堤上流1kmから堰堤下流200mのハネタキ橋下流端の禁漁区指定板までの渡良瀬川	1月1日から12月31日まで
東京電力水沼堰上流端の上流200mから同堰上流端の下流200mまでの渡良瀬川	1月1日から12月31日まで
前橋市市之関町地先の荒砥川、大穴川合流点から上流の荒砥川本支流	9月21日から翌年2月末日まで
前橋市馬場町と粕川町室沢の境界線と県主要道路大間々宮城線の交わる粕川にかかる協和橋より上流の粕川本支流	9月21日から翌年2月末日まで

2 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、全魚種について右欄の期間中遊漁をしてはならない。

ただし、第二条に定める遊漁の承認を受けた者が、当該区域において組合が別に定める方法により再放流を前提に採捕する場合はこの限りではない。

区 域	期 間
ハネタキ橋下流端の禁漁区指定板から山田川合流の下流の指定板までの渡良瀬川	1月1日から12月31日まで

3 組合が別に定める方法は組合の掲示場に掲示する他、組合広報等に掲載して周知するものとする。

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

水産動物	全 長
マ ス	15cm 以下
ヤ マ メ	15cm 以下
サ ク ラ マ ス	15cm 以下
イ ワ ナ	15cm 以下
コ イ	15cm 以下
ウ グ イ	8cm 以下
オイカワ	5cm 以下
ウ ナ ギ	30cm 以下

(採捕尾数の制限)

第六条の2 次の表の左欄に掲げる魚種は右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚 種	採捕尾数制限
ヤ マ メ サ ク ラ マ ス イ ワ ナ	1日20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表1の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとする。ただし、期間1年の遊漁料は1月1日から4月30日までに納付するものとし、それ以外の期間に納付するときは、次の表の遊漁料に500円を加算した額とする。また、期間1日の遊漁料について第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種の場合は2,000円、アユを除く魚種の場合は1,500円を加算した額（以下「現場加算金」という。）とする。

遊漁対象水産動物	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料 の 額
全 魚 種	徒 手 採 捕 手 釣 ・ 竿 釣 置 針 ・ や す	1 日	2,000円
		1 年	11,000円
	同 上 投 網 す く い 網	1 日	4,000円
		1 年	14,000円
アユを除く魚種	徒 手 採 捕 手 釣 ・ 竿 釣 置 針 ・ や す	1 日	1,500円
		1 年	8,000円
アユを除く魚種	筌	1 年	12,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期 間	遊 漁 料
中 学 生	アユを除く魚種	徒 手 採 捕 手 釣 ・ 竿 釣 置 針 ・ や す	1 年	300円
中 高 生	全 魚 種	同 上	1 年	5,500円
高校生及び 身体障害者 県内居住者で 手帳（4級以上）所有者	アユを除く魚種	同 上	1 年	4,000円
身体障害者 県内居住者で 手帳（4級以上）所有者	全 魚 種	同 上	1 年	5,500円

3 遊漁料の納付は、別表の遊漁証取扱所においてしなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(特設釣り場)

第八条 組合は10月1日から翌年2月末日までの期間内において組合が別に定める期間、次の区域を特設釣り場と定め、その区域にニジマスの濃密放流を行うものとする。

坂東橋下流端から群馬大橋下流端までの組合が定める区域

2 前項の期間及び区域で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の特設遊漁料を別表2の特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。

3 第1項の期間及び区域で遊漁しようとする者は、期間、区間、採捕について組合が別に定める規定によるものとする。

4 第1項、前項の組合が定める規定は組合の掲示板に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

漁 法	入 漁 時 間	区 分	料 金	現 場 加 算 金	魚 種
竿 釣 (1人につき1本)	1 日 午前8時から 午後5時まで	群馬漁協が発 行する期間1 年の入漁証所 有者	1,500円	1,000円	ニジマス
		中学生以下	500円	500円	
		上記以外の者	3,000円	1,000円	
	半 日 正午から 午後5時まで	群馬漁協が発 行する期間1 年の入漁証所 有者	1,000円	1,000円	
		中学生以下	300円	300円	
		上記以外の者	2,000円	1,000円	

(遊漁承認証に関する事項)

第九条 組合は第二条第一項の承認をしたときは、組合が定める遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第十条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の底を攪はんしてはならない。

(漁場監視員)

第十一条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、組合が定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第十二条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

○令和4年2月14日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-2号

◆◆◆ 注 意 事 項 ◆◆◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第195条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆◆◆ 注 意 事 項 ◆◆◆

遊漁証取扱所（別表）は、見直しています。